

---

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【報告事項】IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」ファンド・マネジャーによる重要な影響力の評価**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 12 月 16 日に開催された第 9 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（以下「専門委員会」という。）及び 2017 年 1 月 25 日に開催された第 10 回専門委員会においてご議論いただいた、ファンド・マネジャーがファンドに対して重要な影響力を有しているか否かの評価に関する IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）の取扱いについて、アジェンダ決定の内容をご報告することを目的としている。

## II. これまでの経緯

2. ファンド・マネジャーが自身で管理し、直接投資を有するファンドに対し、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の評価に基づく代理人であるため、支配を有していないと判断される場合に、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に定められる重要な影響力を有しているか否かを評価すべきか、また評価するとした場合にどのように評価すべきかについて明確化を求める要望書が提出されていた。
3. 本論点については、2014 年 9 月及び 2015 年 1 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議で議論され、2015 年 1 月の会議での議論の結果、IFRS-IC は、IASB が行う持分法に関するリサーチ・プロジェクトの進捗をモニターし、リサーチ・プロジェクトでこの論点を扱わない場合にはこれを再検討することを決定していた。
4. 2016 年 11 月の IFRS-IC 会議では、現行基準の範囲内で対応できる問題ではないため、本論点をアジェンダとして取り上げないことが暫定的に合意され、次の内容のアジェンダ決定案が公表された（詳細については、別紙 2 を参照）。
  - (1) 重要な影響力を有しているかどうかは IAS 第 28 号に従って評価することとなる。
  - (2) ただし、IAS 第 28 号は重要な影響力の評価において、代理人としての意思決定権限が影響を与えるか否か、あるいはどのように影響を与えるかを考慮していない。
  - (3) 仮に、何らかの定めを設ける場合には、IAS 第 28 号の重要な影響力の定義の包括的な見直しが必要となる。

### III. 当委員会事務局の対応

5. 専門委員会では、アジェンダ決定案どおり、現時点で部分的な対応を行うことは適切ではないとする方向性について特段の反対意見は聞かれなかったものの、アジェンダ決定案の表現に関して、本資料第4項(2)の「考慮していない (do not contemplate)」という表現は、代理人としての意思決定権限を重要な影響力の評価において無視すべきとも読めるため、IFRS-IC の意図の確認及びその意図を示す明確な記述を求める旨のコメント・レターを提出する提案があった。
6. 当該意見を踏まえ、当委員会事務局は、2016年12月21日に実施したIASBスタッフとのコミュニケーションを通じて、アジェンダ決定案の意図が代理人としての意思決定権限を重要な影響力の評価において考慮しないことを要求するものではなく、IAS第28号に従って評価すべき対象に含まれるものである旨を明確に示す表現とすることを求めるコメント・レターを提出した。

### IV. 2017年3月のIFRS-IC会議の概要

7. 当委員会と同内容の複数のコメントを受け、2017年3月のIFRS-IC会議でアジェンダ決定案の文言について再検討が行われた。
8. コメントの中には、代理人としての意思決定権限は暗示的に、影響力があることを示しているとする意見もあったが、以前の議論同様、当該取扱いの検討は狭い範囲の修正では対応できないものとするに、IFRS-ICメンバーの多くの同意が得られた。
9. 議論の結果、次の内容を加筆したアジェンダ決定が公表されており、別紙1に仮訳を示している。
  - (1) IFRS第10号の改正時にIAS第28号の改正を行っていないこと
  - (2) IFRS第12号が、重要な影響力を有しているのかどうかを判定する際に行った重要な判断及び仮定に関する情報の開示を、重要な影響力を有していないと判断した場合にも求めていること

(別紙1)

2017年3月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定」の仮訳  
(2016年11月のアジェンダ決定(案)からの下線部を追加、取り消し線を削除)

IAS28 <i>Investments in Associates and Joint Ventures</i> —Fund manager’s assessment of significant influence (Agenda Paper 11)	IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 — ファンド・マネジャーによる重要な影響力の評価 (アジェンダ・ペーパー11)
<p>The <del>Interpretations</del> Committee received a request to clarify whether, <del>and, if so, how</del> a fund manager assesses significant influence over a fund that it manages and in which it has an investment, <del>and, if so, how it makes this assessment</del>. In the scenario described in the submission, the fund manager applies IFRS 10 <i>Consolidated Financial Statements</i> and determines that it is an agent, and thus does not control the fund. The fund manager has also concluded that it does not have joint control of the fund.</p>	<p>解釈指針委員会は、ファンド・マネジャーが、自ら管理し投資を有しているファンドに対する重要な影響力を評価するかどうか、評価する場合、どのように評価するのかの明確化を求める要望を受けた。要望書に記載されたシナリオでは、ファンド・マネジャーは IFRS 第 10 号「連結財務諸表」を適用して、自らは代理人であり、したがってファンドに対する支配を有していないと判定する。ファンド・マネジャーは、ファンドに対する共同支配を有していないという結論も下している。</p>
<p>The <del>Interpretations</del> Committee observed that a fund manager assesses whether it has control, joint control or significant influence over a fund that it manages applying the relevant IFRS Standard, which in the case of significant influence is IAS 28 <i>Investments in Associates and Joint Ventures</i>.</p>	<p>解釈指針委員会は、ファンド・マネジャーは、管理しているファンドに対して支配、共同支配又は重要な影響力を有しているかどうかの評価を、関連する IFRS 基準（重要な影響力の場合は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」）を適用して行うことに着目した。</p>
<p>The <del>Interpretations</del> Committee noted that, unlike IFRS 10 in the assessment of control, IAS 28 does not <del>contemplate whether and address how</del> decision-making authority held in the capacity of an agent in <del>affects the</del> assessment of significant influence. <u>When it issued IFRS 10, the Board did not change the definition of significant influence in IAS 28. The Committee concluded that requirements relating to decision-making authority held in the capacity of an agent could not be developed separately from.</u> <del>Developing any such requirements could not be undertaken in isolation of a</del></p>	<p>解釈指針委員会は、支配の判定における IFRS 第 10 号とは異なり、IAS 第 28 号は、<u>重要な影響力の評価において、代理人の立場で保有している意思決定権限が重要な影響力の評価に影響するかどうか及びどのように影響するのかを考慮しを扱っていないことに留意した。</u> IFRS 第 10 号を公表した際に、審議会は重要な影響力の定義も、IAS 第 28 号における重要な影響力を評価する方法に関する要求事項も変更しなかった。委員会は、代理人の立場で保有している意思決定権限に関する要求事項を、<u>このような要求事項の開発は、IAS 第 28 号における重要な影響力の</u></p>

<p>comprehensive review of the definition of significant influence in IAS 28.</p> <p><u>In addition, the <del>Interpretations</del> Committee also observed that paragraph 7(b) of IFRS 12 <i>Disclosure of Interests in Other Entities</i> requires an entity to disclose information about significant judgements and assumptions it has made in determining that it has significant influence over another entity. <u>The examples in paragraph 9 of IFRS 12 clarify that the requirement in paragraph 7(b) of IFRS 12 applies both when an entity has determined that it has significant influence over another entity and when it has determined that it does not.</u></u></p> <p>The <del>Interpretations</del> Committee concluded that it would be unable to resolve the question <u>asked</u> efficiently within the confines of existing IFRS Standards. Consequently, it decided not to add <u>this matter</u> <del>the issue</del> to its <u>standard-setting</u> agenda.</p>	<p>定義の包括的な見直しと切り離して<u>開発する</u>行方ことはできないと結論を下した。</p> <p>加えて<u>解釈指針委員会</u>は、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の第 7 項(b)が、他の企業に対する重要な影響力を有しているのかどうかを判定する際に行った重要な判断及び仮定に関する情報の開示を企業に要求していることにも着目した。<u>IFRS 第 12 号の第 9 項における例示は、IFRS 第 12 号の第 7 項(b)の要求事項が、企業が他の企業に対して重要な影響力を有していると判断した場合と有していないと判断した場合の両方に適用される旨を明確化している。</u></p> <p>解釈指針委員会は、この質問された問題を現行の IFRS 基準の範囲内で効率的に解決することはできないであろうと結論を下した。したがって、この<u>事項論点を基準設定アジェンダ</u>に追加しないことを決定した。</p>
---	--

(別紙 2)

## 2016年11月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定(案)」の仮訳

IAS28 <i>Investments in Associates and Joint Ventures</i> —Fund manager’s assessment of significant influence (Agenda Paper 11)	IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 — ファンド・マネジャーによる重要な影響力の評価 (アジェンダ・ペーパー11)
<p>The Interpretations Committee received a request to clarify whether, and, if so, how, a fund manager assesses significant influence over a fund that it manages and in which it has an investment. In the scenario described in the submission, the fund manager applies IFRS 10 <i>Consolidated Financial Statements</i> and determines that it is an agent, and thus does not control the fund. The fund manager has also concluded that it does not have joint control of the fund.</p>	<p>解釈指針委員会は、ファンド・マネジャーが、自ら管理し投資を有しているファンドに対する重要な影響力を評価するのかどうか、評価する場合、どのように評価するのかの明確化を求める要望を受けた。要望書に記載されたシナリオでは、ファンド・マネジャーは IFRS 第 10 号「連結財務諸表」を適用して、自らは代理人であり、したがってファンドに対する支配を有していないと判定する。ファンド・マネジャーは、ファンドに対する共同支配を有していないという結論も下している。</p>
<p>The Interpretations Committee observed that a fund manager assesses whether it has control, joint control or significant influence over a fund that it manages applying the relevant IFRS Standard, which in the case of significant influence is IAS 28 <i>Investments in Associates and Joint Ventures</i>.</p>	<p>解釈指針委員会は、ファンド・マネジャーは、管理しているファンドに対して支配、共同支配又は重要な影響力を有しているかどうかの評価を、関連する IFRS 基準（重要な影響力の場合は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」）を適用して行うことに着目した。</p>
<p>The Interpretations Committee noted that, unlike IFRS 10 in the assessment of control, IAS 28 does not contemplate whether and how decision-making authority held in the capacity of an agent affects the assessment of significant influence. Developing any such requirements could not be undertaken in isolation of a comprehensive review of the definition of significant influence in IAS 28.</p>	<p>解釈指針委員会は、支配の判定における IFRS 第 10号とは異なり、IAS第28号は、代理人の立場で保有している意思決定権限が重要な影響力の評価に影響するのかどうか及びどのように影響するのかを考慮していないことに留意した。このような要求事項の開発は、IAS第28号における重要な影響力の定義の包括的な見直しと切り離して行うことはできない。</p>
<p>The Interpretations Committee also observed that paragraph 7(b) of IFRS 12 <i>Disclosure of Interests in Other Entities</i> requires an entity to disclose information</p>	<p>解釈指針委員会は、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の第 7 項 (b) が、他の企業に対する重要な影響力を有しているのかどうかを判定する際に</p>

<p>about significant judgements and assumptions it has made in determining that it has significant influence over another entity.</p>	<p>行った重要な判断及び仮定に関する情報の開示を企業に要求していることにも着目した。</p>
<p>The Interpretations Committee concluded that it would be unable to resolve the question efficiently within the confines of existing IFRS Standards. Consequently, it [decided] not to add the issue to its agenda.</p>	<p>解釈指針委員会は、この問題を現行の IFRS 基準の範囲内で効率的に解決することはできないであろうと結論を下した。したがって、この論点をアジェンダに追加しないことを [決定した]。</p>

以 上